

芦屋市介護保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(介護認定審査会の委員の定数等)</p> <p>第2条 芦屋市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>41人</u>以内とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,480円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>33,480円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,720円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,080円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>67,080円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ、<u>第8号イ若しくは第9号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,320円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上<u>190万円</u>未満であって、前各号のいずれに</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数等)</p> <p>第2条 芦屋市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>25人</u>以内とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成21年度から平成23年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>26,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,040円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>39,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,800円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>58,080円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第7号イ若しくは<u>第8号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>66,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上<u>200万円</u>未満であって、前各号のいずれに</p>

改正案	現行
<p>も該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。</u>)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>91,560円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>以上 400万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。</u>)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>106,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が 400万円以上 600万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イに該当する者を除く。</u>)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,480円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が 600万円以上 1,000万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。</u>)</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>122,160円</u></p>	<p>も該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イ若しくは第8号イに該当する者を除く。</u>)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上 400万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イに該当する者を除く。</u>)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が 400万円以上 600万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>99,000円</u></p>